

飯山市内中小企業等の新技術 開発・製品開発を応援します。



飯山市では、地域経済の発展につながる産業の新技術の開発や改良、新製品の開発によって、販路拡大を図ることにより、中小企業等の成長や飯山市の情報発信が見込まれる事業を実施するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■ 補助金交付対象者

- (1) 飯山市に主たる事業所、工場又は研究機関を有する事業所等を置き開業している中小企業等であること。
- (2) 事業継続の意思があること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は対象となりません。
 - ア 市税の未納がある者
 - イ 過去に当該事業の補助金の交付を受けたことがある者
 - ウ 補助金の交付を受けようとする技術開発について、国又は県の補助金の交付を受けようとしている者
 - エ 暴力団員又は暴力団関係者である者がいないこと。
 - オ その他市長が適当でないとする者

■ 補助金交付対象事業

交付の対象となる技術、製品開発は次にあげる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 新規の独創性や技術性があること
- (2) 事業計画が明確で、技術的に実現性があり、将来性や拡張性があること
- (3) 市場のニーズが高く、事業化の達成見通しが妥当であること

技術、製品開発に係る補助金の交付対象となる経費及び補助金額は、次に掲げるものとする。

- (1) 原材料及び副材料の購入に要する経費
- (2) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
※ただし、生産ラインで使用する生産設備、パソコンなどの汎用性が高い機器等及び取得価格が50万円
円以上の分析等機械装置は対象外とする
- (3) 外注設計及び外注加工に要する経費。ただし助成対象経費の2分の1以内とする
- (4) 技術指導の受け入れに要する経費
- (5) その他市長が認める費用

■ 補助金交付額

補助金交付対象者	補助対象割合	限度額
市内に主たる事業所、工場又は研究機関を有する事業所等を置き開業している中小企業等、個人	1/2以内	100万円以内

お問い合わせは

飯山市役所 経済部 商工観光課 電話67-0731まで